

自然公園等工事特記仕様書（自然公園編）

I 工事概要

1. 工 事 名：令和7年度京都御苑標識整備工事
2. 工事場所：京都府京都市上京区京都御苑3
3. 工 期：令和7年11月14日まで
4. 工事内容：サービス施設整備工 一式
公園施設等撤去工 一式

II 適用

1. 本特記仕様書は、「自然公園等工事共通仕様書（自然公園編）」（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事に適用する。
2. 本工事の施工に係る一般事項は、共通仕様書による。
3. 追加事項が必要な場合には、空欄部分に記載する。
4. 以下の項目は、該当する□欄に「レ」の付いたものを適用する。

III 適用基準等

- (1) 土木工事共通仕様書（国土交通省）
- (2) 土木工事施工管理基準（国土交通省）
- (3) 写真管理基準（案）（国土交通省）
- (4) 工事完成図書の子納品等要領（国土交通省）
- (5) 自然公園等工事提出様式集（環境省自然環境局自然環境整備課）
- (6) 京都御苑内作業規定（環境省自然環境局京都御苑管理事務所）

IV 特記事項

1. 地域事項の概要

- (1) 自然公園法による地域地種区分 一公園一地域（地区）
- (2) 自然公園法による車馬の乗り入れ規制区域
- (3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による鳥獣保護区、特別保護区域
- (4) 文化財保護法による史跡名称天然記念物
- (5) 森林法による保安林
- (6) 海岸法による海岸保全区域
- (7) 砂防法による砂防指定地
- (8) 河川法による河川区域及び河川保全区域
- (9) 都市計画法による都市計画公園、第2種住居地域、特別用途地区（京都御苑国際

文化交流促進・歴史的環境保全地区)

- (10) 災害対策基本法による広域避難場所
- (11) 景観法及び京都市市街地景観整備条例による歴史遺産型美観地区（一般地区）
- (12) 京都市屋外広告物に関する条例による禁止区域
- (13) 京都市眺望景観創生条例による視点場（境内の眺め）

2. 一般共通事項

- (1) 工事完成図のサイズは（A1、A3、 ）とする。
- (2) 工事完成図は CAD で作成し、CAD データの提出は（必要、不要）とする。
- (3) 工事写真は、（A4 版、 版）の工事写真帳に整理して 1 部提出する提出することとし、写真はカラーでサービスサイズ程度とする。なお、監督職員と協議のうえ電子納品のみとする場合は、この限りではない。
- (4) 「国等による環境物品等の調達に関する法律」（グリーン購入法）に基づく、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）（環境省ホームページに掲載（毎年 2 月改正））において位置づけられた、「特定調達品目」の調達の実績（設備及び公共工事）について、当該年度の調達実績集計表（物品・役務及び公共工事）を環境省ホームページからダウンロードのうえ、Excel ファイルで作成し、提出する。
- (5) 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、国立公園等施設への木材利用量について、木材利用実績調査要領により、Excel ファイルで作成し、提出する。
- (6) 本特記仕様書記載外の事項又は疑義等が生じた場合は、監督員と協議の上、その指示に従うこと。
- (7) 本工事の施工に際して不明な点または、図面、設計書、仕様書等で判断がつかない場合は、監督員と協議の上、その指示に従うこと。

3. 施工条件

(1) 工事全般関係

- ①週休 2 日制工事（月単位）の適用

本工事は、建設工事における週休 2 日制の試行対象工事である。

- (1) 月単位の週休 2 日とは、現場施工期間において、全ての月ごとに 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められることをいう。
- (2) 現場施工期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始 6 日間及び夏季休暇 3 日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。
- (3) 月単位の 4 週 8 休以上とは、現場施工期間内の全ての月ごとの現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が 28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の

- ②自然的・社会的条件による制約
 - a. 要因： b. 制約内容：
- ③関連機関との協議による制約
 - a. 関連機関： b. 制約内容：
 - c. 未成立の場合における成立見込時期：
- ④占用物件（地下物件、架空線など）・埋蔵文化財等の事前調査・移設
 - a. 物件内容： b. 物件管理者：
 - c. 事前調査・移設の期間：
- ⑤特殊工法に伴う設計工程上の作業不能日数
 - a. 対象工種： b. 場所：
 - c. 日数： d. 内容：

(3) 用地関係

- ①用地の取得未了
 - a. 場所・範囲： b. 取得見込み時期：
 - c. 期日までに用地取得できない場合の対応：
- ②保安林解除や用地規制等
 - a. 場所・範囲： b. 解決見込み時期：
 - c. 当面の対応：
- ③官民境界の未確定部分
 - a. 場所・範囲： b. 協議状況、確定見込み：
- ④用地の借地及び官有地等の使用
 - a. 場所・範囲： b. 期間：
 - c. 復旧条件：

(4) 環境対策関係

- ①自然環境及び景観等保全のための制約
 - a. 要因： b. 対象箇所：
 - c. 制約内容：
- ②公害防止のための制限
 - a. 対象工種： b. 対象箇所：
 - c. 制限内容：
- ③水替、流入防止施設
 - a. 対象工種： b. 対象箇所：
 - c. 制限内容：
- ④濁水、湧水等の特別処理
 - a. 対象工種： b. 対象箇所：
 - c. 処理方法：
- ⑤事業損失懸念
 - a. 懸念事項： b. 事前・事後調査の有無：
 - c. 調査箇所： d. 調査方法：

(5) 安全対策関係

(条件：)

5. 無筋・鉄筋コンクリート

- (1) 鉄筋の種類は下記による。

鉄筋名称	種類	径(mm)	適用箇所

- (2) 鉄筋の継手方法は以下のものとする。

- ①重ね継手：部位 ()、径 ()
 ②ガス圧接：部位 ()、径 ()
 ③ : 部位 ()、径 ()

- (3) 鉄筋圧接完了後の試験は以下のものとする。

(超音波試験、引張試験)

- (4) 鉄筋コンクリートの設計強度は下記による。

設計基準強度 $F_c(N/mm^2)$	スランプ	適用箇所

- (5) 無筋コンクリートの設計強度は下記による。

設計基準強度 $F_c(N/mm^2)$	スランプ	適用箇所
18		

- (6) セメントの種類は下記による。

種類	適用箇所
普通ポルトランドセメント	
高炉セメント	サイン基礎
フライアッシュセメント	

- (7) コンクリートミキサーの清掃により生じる汚濁水は、公園区域外に搬出し適正に処理する。

6. 材料

- (1) 以下の工事材料は、見本又は品質を証明する資料について、工事材料を使用するまでに監督職員に提出し、確認を受ける。

(JIS マーク表示品以外全て、)

- (2) 植栽材料については、納入前後どちらかで材料検査をする。また、監督職員の指示があった場合は、納入樹木の根巻きを一部取り外す等により根の状況を確認し、承諾を得ること。

- (3) 樹木の形状寸法は最小限度を示し、工事完成時点のものを言うが、その許容上限は監督職員と協議のうえ決定する。
- (4) 木材の加圧保存処理は、JIS A 9002「木質材料の加圧式保存処理方法」に準拠すること。また、使用薬剤等については以下のとおりとする。
 - ①薬剤指定：有（AZNA ペンタキュア ECO30）、無（条件： ）
 - ②性能区分： JAS： 、 AQ：1種
- (5) 木材のインサイジング加工は、製材の日本農林規格による。また、インサイジング機は、一般社団法人全国木材検査・研究協会において認定された機種を使用する。
- (6) 木材の加圧処理材を現場において切断等の加工を行う場合は、加工した部分に表面処理用木材保存剤（(公)日本木材保存協会(JWPA)認定薬剤）で野外での使用が可能な薬品）を塗布する。
- (7) 木材の仕上げは、図面に記載のない限り、角材はプレーナー仕上げ及び丸太は円柱仕上げを標準とする。
- (8) 木材の端部及び角部は図面に記載のない限り面取りを施すこととし、面取り幅等については監督職員と協議する。
- (9) 木材の背割り加工は、材の厚みの（ 1/2、 ）とする。
- (10) 工事現場搬入時における木材の含水率を指定する場合は、同一試験試料から採取した試験片の含水率の平均値が以下の数値以下とする。
 - （ 人工乾燥処理： %、 天然乾燥処理： %）

7. 工事共通

(1) 構造物撤去工

- ① 舗装切断作業により生じる汚濁水は、吸引により回収のうえ、公園区域外に搬出し適正に処理する。

(2) 仮設工

- ① 交通誘導警備員を配置する場合、各公安委員会が必要と認める路線・区間及び設計図書に記載のあった場合は、規制箇所毎に交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）1名以上配置するものとする。また、請負者は、交通誘導警備検定合格証の写しを監督職員に提出するものとする。

(3) 運搬工

- ① ヘリコプター運搬については、着手前に「ヘリコプターによる輸送業務の安全管理要領（自然環境整備担当参事官通知、平成 22 年 10 月 8 日）に基づき、輸送計画書（飛行計画及び安全管理計画等）を監督職員へ提出すること。
- ② ヘリコプター運搬の想定条件は、以下のものとする。
 - a.荷積み地予定地：図示、
 - b.荷積み地の整備：要（コンクリートパネル設置、 ）、不要
 - c.荷卸し地の整備：要（ジャンプ台設置、伐倒・刈払い）、不要
 - d.夜間繫留ヘリポート：有（図示、 ）、無
 - e.運搬距離：片道水平距離： (m)、積み卸し地点間の標高差： (m)
 - f.運搬資材：コンクリート・骨材等のバケット詰資材、鋼材、木材、その他

8. サービス施設整備

- ☑ (1) 各サイン表示内容については、監督職員が提供するレイアウトに基づいて、文章の挿入等レイアウトの微調整を行い、版下作成の後、監督員の承諾を得る。
- ☑ (2) サインの設置にあたり、詳細位置等については監督員の立ち合いにより決定する。